

氏 名	いけ うち さとし 池 内 敏
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 357 号
学位授与の日付	平 成 11 年 1 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	近世日本と朝鮮漂流民

(主査)

論文調査委員	教 授 藤 井 讓 治	教 授 鎌 田 元 一	教 授 夫 馬 進
--------	-------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世日朝間において発生した漂流・漂着事件について現在文献史料で確認しうる事件数の確定を行い、その特徴的な傾向について論じ、第一部では日朝漂流民送還の制度史的整理を行い、第二部では個別事例に即して近世日朝間における漂流・漂着事件の特徴を論じ、それらを踏まえ、近世における日朝相互認識の地域差・階層差の有様について検討している。

第一章では、近世日朝間における漂流・漂着の全体的な動向を整理する。近世日本列島に朝鮮人が漂着した事件は九七一件九七七〇人であり、漂着地は日本列島西北方島嶼部・九州北部・山陰地方西部に、また出航地は全羅道・慶尚道といった朝鮮半島南部海岸地方に偏し、漂流海域・船の出航目的・漂流季節・船の大きさなどからすれば、近世日本に漂着した朝鮮人の圧倒的多数は漁民・商人などの民衆であり、その漂流・漂着事件は、朝鮮半島の海岸・島嶼部における民衆的な生産・交換活動を行う過程で発生したものといえる。一方、朝鮮半島に近世日本人が漂流した事件は九一件一二三五人であり、出航地は九州南部から北海道に及ぶが漂流海域は東シナ海海域・日本海海域に限られ、漂着地は全羅道・慶尚道に集中し、朝鮮人漂流民と対比した場合漁民の比率は低くなるものの大多数は民衆であり、藩米輸送など物資の流過程で発生した漂流・漂着事件が多かった。また、日朝間における漂流・漂着事件は、出航地・漂流海域と漂着地との対応関係からすれば東シナ海海域におけるものと日本海海域におけるものの二つに区分でき、漂流日数はおおよそ三～四日前後であった、とする。

第二章では、朝鮮人漂流民の送還過程における徳川幕府（老中・長崎奉行）・対馬藩それぞれの関わり方の相違について具体的に明らかにし、対馬藩が徳川幕府のいわば外交部局（対朝鮮に限定された）として機能していたことを論じている。漂流民送還に際して対馬島を介するという特徴は、一〇～一二世紀ころの対馬島衙を介する仕方由来しつつ十五世紀半ばに制度化され、一七世紀半ばごろまで継続した。一六四〇年代からはいったん長崎奉行を介したのちに対馬藩を経て送還されるようになった。ここに、徳川幕府（老中・長崎奉行）によって総括された近世的漂流民送還体制が成立し、この送還体制における徳川幕府の主導性がこれまで論じられてきた。たしかに漂流民に対する事情聴取の調書は、漂着地・長崎奉行・対馬藩の三者において作成されたのち、老中の手元に集中された。しかしながら漂着地・長崎奉行・対馬藩の三者で作成された調書には内容の精粗があり、各漂着地間で作成された調書にも内容・構成に関わって統一された雛形があったわけではない。官位をもった朝鮮人漂流民の場合、対馬藩や長崎奉行で作成された調書に虚偽の記載がなされる場合があった。老中は、漂着地・長崎奉行・対馬藩の三者で作成された調書相互のあいだに整合性があるか否かを確認することを通じて、漂流民送還過程の全体を最終的に統括しえたいにすぎない、とする。

第三章では、対馬藩以外の各地に存在した朝鮮語通事について、長州藩・薩摩藩・五島藩・琉球の事例をとりあげて、各地における朝鮮語通事の会話能力や語学能力の継承の問題、朝鮮語通事を設ける必要性の有無を検討し、とりわけ密貿易との関連で朝鮮語通事が置かれたとされてきた薩摩藩の事例について、薩摩藩領苗代川に伝来する朝鮮語教科書、朝鮮語通事の語学能力、薩摩藩領・朝鮮半島相互間における漂流・漂着事件の対応関係などを分析し、そうした理解の誤りであること

を論じている。

第四章では、日朝外交の近世の特徴はこれまで、対馬藩を介する点に求められ、とりわけ対馬藩が朝鮮に対して「服属」儀礼を行うところに前近代的な特徴を見だし、一方明治政府・朝鮮政府間においては直接的・一元的な外交関係が結び結ばれ、そこではいずれの側からも相手に対する「服属」儀礼を行わなくなるが、こうした変化がどのような歴史的環境のもとで可能となったのかを論じている。対馬藩・日本側と朝鮮側が直接折衝する場である倭館は、明治五年九月から明治七年八月に到るまで、朝鮮側の認知を失った。明治五年五月末～六月に引き起こされた「倭館欄出」と倭館館員の大量引き揚げ、同年九月に倭館を日本外務省直轄下に位置づけたこと、が原因であった。倭館が朝鮮側の認知を失っていた期間中に生じた日朝間の漂流民送還は、倭館での引渡しに際し、近世に行われていた「服属」儀礼が省略された。それは正式な手続きではなく、仮手続きとして理解された。明治七年に倭館が大日本草梁公館として朝鮮側の認知を得てからのちの漂流民送還手続きは、認知を失っていた時期のやり方が踏襲されたため、「服属」儀礼が持ち越されることはなかったのである、とする。

付論「明治初年における朝鮮漂流民送還費用の負担問題」では、日朝漂流民送還における近世から近代への転回を、送還費用を誰が負担するのか、という点に焦点をあてて検討したものである。

第五章では、一七世紀、蝦夷地に漂着した朝鮮人李志恒の漂流から帰国に到る過程について、松前藩・対馬藩および李志恒の日記「漂舟録」の三者をつきあわせつつ具体的に明らかにし、官位をもった朝鮮人に対する取り扱いの実態、朝鮮人の対日認識、および日朝相互交流について論じている。李志恒は下級武官（六位）ではあったが、官位を有するということで優遇され、漢詩・漢文を共通の教養とする松前藩主・藩士・僧侶たちとのあいだで友好的な関係を築くこととなった。また李志恒の日本認識一般のなかに特定の偏見を見いだすことはないものの、松前藩士との交流と対比したときの対馬藩士との交流はいささか疎遠な印象を受ける。その背景には松前藩と対馬藩における各藩社会の（朝鮮に対する）意識差が存在しているように思われる、とする。

第六章では、天明四年長州藩領に漂着した朝鮮人漂流民が殺人未遂行為を含む騒動を引き起こした事件を契機にして、速やかな送還と送還過程における取締りの強化の二点を骨子とする天明四年令が交付されたが、長門・石見など朝鮮人漂着事件の頻繁に見られた地域では、その後も類似の事件は後を絶たず、天明四年令をもっぱら取締り強化の法令として読み込んだ。これに対して漂着事件の発生が少なかった鳥取藩では、この法令を速やかな送還を促した法令として読み込んだ。漂着事件の多少により、朝鮮人漂着事件への対応や関連法令の解釈・読み込みに差異が生じるのである、とする。

第七章では、鳥取藩領に朝鮮人が漂着した事例三例すべてを史料に即して明らかにし、朝鮮人と日本人とが出会うことの少なかった地域における日朝交流の特徴について論じている。鳥取藩領では、漂着朝鮮人について、髪型・服装・食事・言葉などによって自分たちとは違う異国人だと把握した。しかしそれが朝鮮人であるか否か判断が下せるほどの蓄積はなく、また自ら判断を下す必要もなかった。長崎まで護送し、そこで対馬藩による確認を経て初めて朝鮮人であると判断できればそれでもよかった。もちろん鳥取藩領には朝鮮語通事が置かれなかったから、十分な意思疎通が確保できたわけではなく、身振り手振りによる意思疎通の試みがいくつか史料に残されている。しかしそのような状態のもと、鳥取藩領の人々と漂着朝鮮人との間にトラブルが発生することはなかった。むしろ逆に朝鮮人漂着民の到来を歓迎する鳥取城下の人々の様子、その歓迎ぶりに驚嘆する漂着民一行の姿が記録に留められている、とする。

第八章では、近世日本列島に漂着した済州島民が出身地を詐称した背景を探り、済州島民の自我意識形成の特徴について論じている。済州島民が近世日本列島に漂着した場合には済州島民とは名乗らず、全羅道の地名を出身地として詐称する場合が多かった。その理由は、自分たちが済州島民であると相手に知られると殺害されるかもしれないとの恐怖観念があったからであった。しかしながら、こうした観念は日本人のみに対する偏見の所産ではなく、琉球や清朝中国に漂着した場合にも同様であった。済州島を取り巻く自然環境の厳しさゆえに済州島周辺で遭難する人々が外国人の多かったことを背景にして、済州島民自身に自分たちが外国人から恨まれているのではないかとする思いこみのあったことが、この恐怖観念の基盤にあった。いわば済州島に固有の自然環境・歴史環境をもとに形成された固有の自我認識なのである、とする。

「終章 境界の意識」では、近世日本人が「われわれ」と非「われわれ」の境界をどのように区別するかについて、日本人と朝鮮人の違いの意識を中心に論じている。

一八世紀日本民衆が直接に朝鮮人と接触する機会は稀であり、またそうした希有な機会としての漂流・漂着の実際において日本人と朝鮮人は十分な意思疎通ができたわけではない。かろうじて相互の違いを認識し、お互いに異国人であると把握

したにとどまる。そして近世日本人が異国（人）と対比したときに自らが日本人であると自覚した拠りどころは、日常生活感覚（言葉や話しぶり、食事の内容や食べ方、飲み方、服装やまとい方、行動様式、ものの感じ方、ものの取り扱い方の感覚、価値意識、倫理観等々）にあった。そうした日常生活感覚は、それぞれが生まれ育った場所で生まれ、身につけたものであったから、近世後期日本人の「われわれ」意識の根底には郷土意識があり、そうした郷土意識が「日本人」たる自覚と表裏一体となっていた。そうした点および本論文各章で触れてきた近世日本人と朝鮮人漂流民との接触事例とを併せ考えたときに、近世日本人の朝鮮認識は、必ずしも単一の「国民」的規模での偏見によって覆い尽くされていたわけではなく、むしろ日本人・朝鮮人相互の接触の多寡や質的違いおよびそうした違いをもたらす地域的条件の較差によって影響を受けた。そして目の前に具体的な対象が存在しないときには何らの特別な意識（偏見）も生じえず、また仮に特別な意識があったとしても現実に触れたときにはその現実の方が勝るのである、とする。

「付録 近世日朝漂着年表」は、近世朝鮮人の日本漂着年表（一五九九～一八七二年および一八七三年、一八八三～一八八四年）と近世日本人の朝鮮漂着年表（一六〇七～一八八四年）とから構成され、対馬藩宗家史料を底本に日本側・朝鮮側の記録（底本五種を含めて計二〇種）を突き合わせて作成した年表である。いずれの年表も漂着時点を基準にして配列し、出身地・漂着人数・漂着地・漂流経過等々について整理し、近世日朝間における漂流・漂着事件の全体像を結ぶための前提作業として位置づけられたものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本近世において日本と朝鮮との間で発生した漂流・漂着事件を素材に、日朝相互認識の地域差・階層差のありようを論じたものである。全体は、2部8章に分かたれ、序章と終章が配され、末尾に「近世日朝漂着年表」が付されている。

これまでの漂流民研究は、国交をもたない諸地域や無人島への漂流・漂着に関心か注がれ、日本と朝鮮との間の漂流・漂着を対象とした研究はほとんどなく、また漂流民送還体制の研究も国家の観点からなされたものであり、その実態分析は十分ではなく、かつ民衆側の視点が欠落してきた。さらに近年、各地で朝鮮人の漂流についての事例研究が蓄積されはじめているが、個別事例の研究に止まっており、漂流の全体像は提示されてはいない。

論者は、こうした研究状況に対し、日朝間の漂流の全体像を描こうとし、また個別事例を詳細に分析することで、民衆の視点から近世における日朝相互認識の地域差・階層差のありようを解明しようとしている。

本論文が明らかにした成果は数多くあるが、主要なものは以下の通りである。

第一に、日本から朝鮮にまた朝鮮から日本に漂流・漂着した人々についての基礎データを初めて集成したことである。論者が付録としてあげた「近世日朝漂着年表」は、幕府史料、対馬藩宗家史料、大韓民国国史編纂委員会所蔵史料、ソウル大学校奎章閣所蔵史料など日本側・朝鮮側の記録を博搜して作成されたもので、これまでに類をみないものであり、基礎データとして今後も利用されていくであろう。

第二に、基礎データにもとづき、近世日本列島への朝鮮人の漂着は九七一件九七七〇人、漂着地は日本列島西北方島嶼部・九州北部・山陰地方西部に、出航地は全羅道・慶尚道といった朝鮮半島南部海岸地方に偏し、その圧倒的大多数は漁民・商人などであること、さらに朝鮮半島への日本人の漂着は九一件一二三五人、出航地は九州南部から北海道に及ぶが、漂流海域は東シナ海海域・日本海海域に限られ、漂着地は全羅道・慶尚道に集中、物資の流過程で発生したものが多かったことを明らかにし、これまで示されることのなかった近世の日朝漂流の全体像を提示した。

第三に、近世の朝鮮人漂流民は、一七世紀半ばに長崎奉行を介したうえで対馬藩を経て送還されるようになるが、これまでの研究では、漂流民送還体制における徳川幕府の主導性が強調されてきた。それに対し、論者は、漂着地・長崎奉行・対馬藩のもとで作成された漂流民の調書を検討し、その形式には統一したものではなく、またその内容にも精粗があること、さらに官位をもった朝鮮人漂流民の場合には対馬藩や長崎奉行で作成された調書に虚偽の記載がなされる場合さえあったことを明らかにし、幕府による主導性・統轄という場合、一定の限定が必要であると主張する。

第四に、朝鮮語通事存在をこれまでの研究では漂流・漂着事件と対応して理解してきたが、論者は、その会話能力や語学能力の継承、朝鮮語通事を設ける必要性の有無を詳細に分析し、対馬藩以外の長州藩・薩摩藩・五島藩・琉球などに存在

した朝鮮語通事にはそうした対応関係がみられないことを明らかにしている。

第五に、近世の日朝外交の特質の一つとして対馬藩による朝鮮への「服属」儀礼が指摘されているが、これが近代には消滅する。論者は、この「服属」儀礼の消滅する過程を、朝鮮側の認知を失った期間の倭館においてなされた漂流民引渡しに際して仮手続きとしてなされた「服属」儀礼の省略が、倭館が大日本草梁公館として朝鮮側の認知を得てからのちも踏襲されたことによるものであることを明らかにしている。

第六に、蝦夷地に漂着した朝鮮人李志恒の漂流から帰国に到る過程を、松前藩・対馬藩および李志恒の日記「漂舟録」を相互に検討し、官位をもった朝鮮人に対する取り扱いの実態を明らかにし、李志恒の日本認識一般のなかに特定の偏見を見いだすことはないが、松前藩士と対馬藩士との交流の格差から朝鮮に対する藩社会の違いによる意識差の存在を指摘する。

第七に、天明四年長州藩領に漂着した朝鮮人漂流民が殺人未遂行為などの騒動を引き起したのを契機に、速やかな送還と送還過程における取締りの強化の二点を骨子とする天明四年令が公布されるが、この法令は、長門・石見など朝鮮人漂着事件の頻繁に見られた地域ではもっぱら取り締まり強化の法令として、その発生が少なかった鳥取藩では速やかな送還を促した法令として読み込まれたこと、を明らかにし、漂着事件の多少により、朝鮮人漂着事件への対応や関連法令の解釈・読み込みに差異が生じていることを論じている。さらに、鳥取藩領への朝鮮人漂着事件三例を分析し、藩領民は漂着朝鮮人について髪型・服装・食事・言葉などによって自分たちとは違う異国人だと把握したが、それが朝鮮人であるか否か判断が下せるほどの蓄積はなく、また自ら判断を下す必要もなかったとする。

第八に、近世日本列島に漂着した済州島民がしばしば出身地を詐称したが、その背景には、済州島を取り巻く自然環境の厳しさのために済州島周辺で遭難する外国人の多かったこと、それが済州島民自身に自分たちが外国人から恨まれているのではないかとする思いこみと、それゆえに殺害されるかもしれないとの恐怖観念を生じさせたことを明らかにしている。

最後に、以上の分析を総括し、近世日本人の朝鮮認識は、必ずしも単一の「国民」的規模での偏見によって覆い尽くされていたわけではなく、むしろ日本人・朝鮮人相互の接触の多寡や質的違いおよびそうした違いをもたらす地域的条件の差異によって影響を受けたものと論じている。

以上述べたように、氏の仕事はこれまでになく日本・朝鮮両国の史料を用い、多くの新しい事実を明らかにし、また斬新な評価を提示し、日朝漂流民研究の水準を大きく引き上げている。だが、望むべき点もないわけではない。一つには朝鮮へ漂着した日本人とそこで受け手となった朝鮮人についての分析が手薄な点である。もう一点はこうした日朝間の漂流民を東アジア世界全体のなかに位置づけることが十分にはなされていない点である。しかし、こうした点は、本論文の価値を大きく損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待すべきところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1998年12月8日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。